



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 岩 谷 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 本 光 博
(コード：8088 東証・名証各第1部)
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 中 畑 勝 己
(TEL. 06-7637-3302)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 74 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 6 億株から 1 億 2 千万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	251,365,028 株
併合により減少する株式数	201,092,023 株
併合後の発行済株式総数	50,273,005 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5 株未満	311 名 (1.06%)	587 株 (0.00%)
5 株以上	29,126 名 (98.94%)	251,364,441 株 (100.00%)
総株主	29,437 名 (100.00%)	251,365,028 株 (100.00%)

(注) 5 株未満のみご所有の株主様 311 名 (所有株式数の合計 587 株) は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2千万株</u> とする。
(単元株式) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月28日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、単元株式数を100株に変更することに併せて、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には効力発生（平成29年10月1日予定）の前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権数	株式数	議決権数	端数株式
例①	2,400株	2個	480株	4個	なし
例②	1,903株	1個	380株	3個	0.6株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	525株	なし	105株	1個	なし
例⑤	173株	なし	34株	なし	0.6株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、⑤及び⑥のような場合）は、端数株式の全てを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金又は買取り代金を、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記例⑥のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

Q 6. 受け取る配当金額は、どうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合後においても、単元未満株式の買増し制度や買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 28 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年12 月上旬頃	端数株式処分（買取）代金の支払開始

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

以 上

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式の買取り制度及び買増し制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 (0120) 094-777 (通話料無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)